

意見書案第20号

取り調べの速やかな全面可視化（全過程の録音録画）について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成26年12月19日提出

提出者議員	野 尻	清
賛成者議員	石 黒	武 美
〃	大 坂	龍 起
〃	篠 原	藤 雄
〃	豊 岡	義 博
〃	宮 下	透
〃	天 崎	弘
〃	斉 須	正 友
〃	上 田	久 司

取り調べの速やかな全面可視化（全過程の録音録画）を求める意見書

市民が刑事裁判手続きに参加し、裁判官とともに被告人を裁く裁判員裁判が平成21年5月から開始されたが、裁判員として市民の立場からの意見書を最大限反映させ、裁判員裁判を円滑に実施するためには、裁判が市民にとってわかり易いものである必要がある。

現在、被疑者の取り調べにおける「自白の偏重」との批判があるなか、裁判で供述書の任意性や信用性が争われるような場合でも、裁判員がその判断に窮することのないよう、適切な方策が講じられなければならない。

取り調べをすべて録画し、可視化することで取り調べの状況を検証可能とし、裁判員が供述調書の任意性や信用性の判断を容易かつ正確に行えるようになる。

また、取り調べの可視化は、密室での取り調べにおける捜査官の暴力や脅迫、利益誘導などによる自白強要や虚偽自白とともに、足利事件や布川事件、東電OL殺人事件などに代表されるえん罪の防止につながり、被疑者・被告人の人権を守る上でも不可欠なものである。特に、知的障害者の取り調べの録音録画を急ぐべきとの声も強い。

検察庁では、裁判員裁判対象事件などの一定事件につき、検察官の裁量により取り調べの全部又は一部の録画が行われているほか、警察庁でも一部録画などの試行がなされているが、捜査機関などからは、取り調べの一部を可視化にとどめるべきとの意見が出ている。しかし、「自白」部分など一部の可視化では、取り調べの状況が全面的に検証できず、逆に、さらなるえん罪を生み出す危険性がある。

裁判員裁判が開始されてから、すでに4年以上経過していることに鑑みても、速やかに全面可視化を実現しなければならない。

よって、政府においては、人権尊重のため、録音録画による刑事事件の取り調べの全面可視化を速やかに実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年12月 日

岩見沢市議会

提出先

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣